

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月24日
【会社名】	C Y B E R D Y N E 株式会社
【英訳名】	C Y B E R D Y N E , I N C .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山海 嘉之
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役COO 本田 信司
【本店の所在の場所】	茨城県つくば市学園南二丁目2番地1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長山海嘉之及び取締役ＣＯＯ本田信司は、当社及び連結子会社並びに持分法適用会社(以下、「当社グループ」という)の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、その他の連結子会社及び持分法適用会社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループはロボット関連事業を営んでおり、事業の核となる製品レンタル及び治療サービス等の規模を示す重要な指標として、売上収益が適切であると判断いたしました。全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、各事業拠点の売上収益の金額が高い拠点から合算していき、売上収益のおおむね3分の2程度に達している事業拠点を「重要な事業拠点」として選定しております。選定した重要な事業拠点においては、製品レンタル及び治療サービス等を通じた収益の計上を行っていることから、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上収益、営業債権及び棚卸資産を選定し、当該勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス(固定資産減損プロセス及び投資有価証券評価プロセス等)やリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセス(受託研究収入プロセス等)について、財務報告への影響を勘案して当該業務プロセスに係る勘定科目の重要性が高い事業拠点において評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、基準日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。